

合意単価

令和8年6月19日に締結した大戸山山腹工事における契約に用いる単価または金額（契約単位が一式の項目については単価ではなく金額）については別添単価表のとおり

単価合意書締結日：令和8年7月2日

単 価 表

工事区分・工種・種別・細別				規格	単位	数量	合意単価	金額
工事区分 (レベル1)	工種 (レベル2)	種別 (レベル3)	細別 (レベル4)					
山腹工					式	1.00		24,484,000
	治山土工				式	1.00		1,001,000
		作業土工			式	1.00		1,001,268
			掘削（土砂）		m3	525.00	877	460,425
			埋戻し（土砂）		m3	384.00	1,188	456,192
			掘削面整形（土砂）		m2	145.70	581	84,651
	落石防止工				式	1.00		23,483,000
		落石予防工			式	1.00		8,177,436
			ロープネット固定工	φ12	m2	324.00	25,239	8,177,436
		1号落石防護柵工			式	1.00		6,185,886
			落石防護柵材料費		式	1.00		1,549,324
			φ-ブ・金網		m	61.00	5,165	315,065
			中間・端末支柱設置		m	61.00	2,061	125,721
			コンクリート	18-8-40BB（1号落石防護柵工）	m3	99.20	29,348	2,911,321
			型枠		m2	139.10	8,976	1,248,561
			目地板		m2	9.60	3,739	35,894
		2号落石防護柵工			式	1.00		9,120,308
			落石防護柵材料費		式	1.00		1,316,146
			φ-ブ・金網		m	49.00	5,165	253,085
			中間・端末支柱設置		m	49.00	2,061	100,989
			コンクリート	18-8-40BB（2号落石防護柵工）	m3	179.40	29,870	5,358,678
			型枠		m2	197.10	8,976	1,769,169
			足場		m	100.00	2,684	268,400
			目地板		m2	14.40	3,739	53,841
仮設工					式	1.00		7,971,000
	仮設工				式	1.00		7,971,000
		工事用道路工			式	1.00		641,295
			敷鉄板設置・撤去		枚	6.00	9,354	56,124
			現道補修	0.8km	km	0.80	281,082	224,865
			大型土のう撤去・設置	作業半径6m以下	袋	111.00	3,246	360,306
		仮橋・作業構台工			式	1.00		66,120
			荷卸盤台設置・撤去		空m3	12.00	5,510	66,120
		運搬設備工			式	1.00		5,568,923
			モレーラ運搬設備		式	1.00		5,568,923
		仮設工			式	1.00		645,584
			支障木処理	伐採集積、積込、運搬、現地整理	式	1.00		645,584
		防護施設工			式	1.00		923,474
			仮設防護柵設置・撤去	H=2.0m	m	34.00	27,161	923,474
		その他費用			式	1.00		126,544
			交通誘導警備員B		人	8.00	15,818	126,544
直接工事費					式	1.00		32,455,000
共通仮設費計					式	1.00		3,938,526
	共通仮設費(積上げ分計)				式	1.00		43,000
		運搬費			t	4.81		43,540
			仮設材運搬 製品L≤12m		t	4.81	9,052	43,540
	共通仮設費(率計上)				式	1.00		3,506,527
	現場環境改善費 (率計上)				式	1.00		388,999
純工事費					式	1.00		36,393,526
	現場管理費				式	1.00		12,189,883
工事原価					式	1.00		48,583,409
		一般管理費等			式	1.00		8,917,057
	一般管理費等計				式	1.00		8,917,000
工事価格					式	1.00		57,500,000
	消費税相当額				式	1.00		5,750,000
請負金額					式	1.00		63,250,000

なお、本単価表に記載のない工種（レベル2）が追加された場合の直接工事費及び本単価表に記載のない細別（レベル4）が追加された場合の共通仮設費（積上げ分）については、変更時の価格を基礎として協議する。